

Title	コンテストビリティ理論とその政策的含意
Sub Title	On the policy implication of contestable market theory
Author	南部, 鶴彦
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1990
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.83, No.2 (1990. 7) ,p.335(121)- 344(130)
JaLC DOI	10.14991/001.19900701-0121
Abstract	
Notes	小特集：経済学会コンファレンス：市場機構と産業組織
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19900701-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

コンテストビリティ理論とその政策的含意*

南部 鶴彦

1 序

産業組織に関する分析は1970年代から80年代にかけて著しい発展をとげた。それは一方で競争の構造に関して純粋理論の分野から、新しいアプローチがなされ、伝統的ないし因襲的とも言える諸概念に対して根本的な挑戦がなされたことによるものである。そして他方では、こうした理論的発展が伝統的な競争政策と規制政策とに（少なくともアメリカでは）無視できないインパクトを与え、政策当局のよって立つノルムに変化の兆しが見えた。こうして実現された政策の弾力化は、産業組織に関する政策論を大いに活発化させたのである。このような理論と政策との相互連関の中で、論ずべきテーマは数多い。本論文はこの中から特に、コンテストブル・マーケットの概念と政府規制政策との関連を取りあげて、いわゆるコンテストビリティ理論の持つ政策的インプリケーションについて論ずることにはしたい。その理由はほぼ明白と言ってよいであろう。産業組織という観点から諸産業の市場成果を比較するとき、その成果にもっとも問題があると思われるのは、いわゆる政府規制産業である。政府規制が単なる形式あるいは純粋の社会的規制としてではなく、経済的規制として経済活動を制約している分野では、規制の撤廃ないし緩和によって、消費者の利益を改善できると考えられる分野が少なくない。このような規制緩和（deregulation）という新しい政策課題について、経済理論の側面からもっとも関連の強いのが、コンテストビリティの理論である。しかし最近の一つの傾向として、コンテストビリティの考え方を経済学として政策の立脚点にすることに対して、いくつかの批判が提出され始めている。政策に貢献する理論の頑健性（robustness）が絶えず問い直される必要があることは言うまでもない。とはいえここで注意せねばならないのは、政策は

* 著者は慶應義塾経済学会シンポジウムにおける山田太門、白井義昌両氏の討論および参加者からのコメントに深く感謝する。

注（1）このような成果は次の書物で網羅的に扱われている。Richard Schmalensee and Robert D. Willig eds, *Handbook of Industrial Organization* volume 1 and 2 (North Holland, 1989).

（2）それを代表するものとして Boumol, W. J., Panzar, J. C. and Willig, R. D., *Contestable Markets and the Theory of Industry Structure* (Harcourt Brace Janovich, 1982) およびその展望論文としては高崎仁良「Contestability Theory と産業構造——概要と展望——」国民経済研究協会『国民経済』No. 153 (1988年3月)を参照されたい。

（3）たとえば, Marius Schwartz, "The Nature and Scope of Contestability Theory," *Oxford Economic Papers*, No. 38 1986.

理論の従僕 (servant) ではないということである。政策的発想及びその実現は、健全な理論を基礎とすることが必要ではあるが、理論あるいはモデル自体の持つ形式的論理に細部まで束縛されることが必要か否かは、つねに注意深く検討せねばならない。エッセンシャルでない細部への拘泥が、新しい政策的発想を不胎化してしまうとすれば、そのような理論家の態度は“meticulosity”と呼ばれるべきものである。このような視点から、コンテストビリティ理論が、規制緩和に対して持つ位置づけをここで検討することにしよう。

2 J. M. クラークの有効競争のモデル

競争及び規制政策の視点から、コンテストビリティを論ずるためには、歴史的順序として、ジョン・モーリス・クラーク (John Maurice Clark) の“workable competition”の概念に触れておかなければならない。クラークがこの概念をアメリカ経済学会で発表したのは奇しくも、50年前の1939年10月であった。⁽⁴⁾クラークは後年“workable”という言葉の持つ受動的なニュアンスを嫌って、“effective”と呼びかえているが、⁽⁵⁾その本質的内容は変わらないので、本稿では両者をともに「有効競争」と訳して以下この訳語に従う。

クラークが有効競争というタームで強調したのは、伝統的な純粋ないし完全競争を競争政策のノルムないし理想的状態を考えると、その当時新しい理論として登場した、独占的ないし不完全競争の理論からは、現実はずねに非効率ないし、独占的欠陥を持つものと見なされてしまいかねないというところにある。もし理論に完全に忠実な政策というものがあるとすれば、独占的要素あるいは不完全性を除去するのに、企業の徹底的な分割や細分化が、ほとんどの重要な産業一すなわち規模の経済性と製品差別化の程度が非常に高い産業一で必要ということにならざるをえない。勿論、現実の政策担当者がこのような理想を追求しようとしたことはない。なぜなら彼らは、政策立案において現実的とならざるをえず、長期的な視点が考慮に入ってくるからである。そしてクラークが有効競争論で強調したのも、このような長期的観点ないしダイナミックなプロセスとしての競争という側面であった。⁽⁶⁾クラークの論点は既に広く紹介されているので、ここでは要点のみを述べよう。

現実に行なわれている競争で重要な役割を果たすのは、企業経営者の将来への予想と、市場で生み出される代替的商品の二つである。第一の要因は、企業家は決して現実の競争企業のみを考慮するのではなく、潜在的競争を予想して意思決定することを意味する。第二の要因は、近接する代替品の出現が交叉弾力性という形で、需要関数に影響を与えることを意味する。そしてこれら二つの要因は全体として個別需要曲線の傾きをフラットにするという効果を持つことになる。

注(4) John M. Clark, “Toward a concept of workable competition,” *American Economic Review* vol. xxx June, 1940, No. 2.

(5) ———, *Competition As A Dynamic Process*, The Brookings Institution, 1961.

(6) たとえば小西唯雄『産業組織政策原理』(東洋経済新報社1977年)

他方コスト関数の形状についてみると、プラントの規模によってコストが著しく変化することは現実には見られないというのが、クラークの抱いていた確信⁽⁷⁾である。つまり長期平均費用はほとんどの場合L字型をしており、そのテイル部分は長いというのが現実的だという考え方で、これは後にJ. S. ベイン以来改めて産業組織研究者の共有する現状認識となったものと同じである。

以上の認識からクラークは、企業の価格政策は長期の需要関数、つまり多くの代替品の存在によってフラットな形状をした需要関数と、水平的なレンジにある長期限界費用とに基づいて決定されるので、結果として価格は「完全競争」と実質的には異ならないと結論している。ところで、クラークの定義する完全競争とは、純粹競争（同質の商品、完全価格情報、多数の売手、参入の自由）の概念に“perfect two-way mobility of the factors of production”を加えたものである。つまりクラークは、サンク・コストの存在しないという条件を完全競争に要件として加えていたことになる。

さてクラークが企業行動について相互のライバルリーを重視していたことは、彼が価格差別を合理的なものを見なしていたことから明かされている。つまり価格差別と競争とは一概に矛盾するものとは考えず、むしろ有効競争にあっては何らかの価格差別が正当な場を獲得しうるというのが彼の主張である。たとえば、需要のピークとオフ・ピークが顕著に存在するような産業では、価格が限界費用につねに一致することは、むしろ競争が有効に行なわれないことを意味する。競争入札制度のもとで、最終落札価格が市場コスト以上だったとしても、それは独占の存在を意味することにはならない。そして情報の不完全な状況では、多価市場均衡の成立することが示唆されている。

さて以上の有効競争の概念では、企業家への潜在的競争の脅威が短期的な独占的価格形成を有効に阻止するというアイデアが重要な地位を占めていた。そしてクラークではモデルとしては分析的に明らかとされなかった潜在的競争の概念が、近年ゲーム理論の応用によって精緻化された扱いを受けている訳である⁽⁸⁾。他方では、長期平均費用は通常フラットであるという現状認識が、規模の経済性から来る市場の失敗の問題を回避させるものとなった。有効競争論はこうして完全競争という理念型でなく、よりオペレーショナルなノルムとして、競争政策にとり入れられたのである。

ここで同時に一つの大きな産業分野が、反トラスト法の適用除外として拡大するという現象が見られた。すなわち、公益事業（public utilities）に代表される政府規制産業である。これらの産業では当時共通の特徴として、規模の経済性が顕著に大きいこと、そして自然独占が不可避であることがあげられた。ここではクラークが想定したフラットな長期平均費用は妥当せず、市場は失敗する可能性が高い。また需要曲線をフラットにする代替の商品の存在も、これらの分野では考えにくいものであった。つまり、水道やガス、電力、電話などのサービスが公益事業の分野の代表例であるが、いずれもそれは商品として見れば内容が画一的で、いわゆる生活必需品と呼ばれるものにあ

注（7）クラーク前掲論文 pp. 247-248

（8）ゲーム理論による参入の分析が incumbent と entrant とのゲームとして展開されることが多いために、既存企業間の競争と潜在的競争の区別が不明確となったことを強く批判する立場もある。William Shepherd, “Contestability vs. Competition”, *American Economic Review*, September 1984.

る。このような商品に代替可能な商品やそれを開発する技術は、1930年代では予想されなかったのは当然と言うべきであろう。こうして、政府規制が競争原理とは別個のものとして、1930年代に正当性を確立した。⁽⁹⁾

3 コンテストابل・マーケット概念の背景

J. M. クラークの有効競争のモデルは、ジョー・ペインのより分析的な参入障壁を機軸とする“industrial organization”によって、1950年代以降はリプレースされたと言ってよい。ただし注意すべきなのは、いわゆるシカゴ・スクールの伝統の中でクラークのダイナミック・プロセスでの競争という概念は生き続けてきたことである。しかしシカゴ的な伝統の中では、チェンバリンの独占的競争の考え方の市民権そのものが問題にされる状況にあつた。⁽¹⁰⁾このような意味では、クラークが製品差別化や独占的競争をより正面からとりあげていたのとは対照的である。

クラークの有効競争の理念が、潜在的競争の discipline と代替的製品の出現というダイナミックな側面に力点があるのに対し、ペイン以後の I. O. (industrial organization: 以下でこう略称する) では、参入障壁と市場成果という形でのいわゆる構造・成果分析に重点が移動した。またこのようなパラダイムの背景には、ペイン・モジリアーニの参入阻止価格モデルに代表されるような、既存企業と参入企業との間における生産量を中心にした戦略的な(極めてナイーブであるが)モデルが用意されていた。結果として、I. O. の世界では価格を戦略変数とするモデルは例外的で、生産量、広告販売支出、R&D支出などが主要な戦略変数として扱われてきた。

また1930年代以降、政策規制産業の分析はどちらかと言えば I. O. の主要分野ではなく、public utility economics という専門分野が主として扱ってきた。ここでは公益事業自体の歴史的背景から当然とも言えるが、制度学派の影響が大きく、公正報酬率や全部配賦費用 (fully distributed cost) などの、資源の効率的配分という観点とは異なった概念が中心的であった。この結果として、1970年代に至るまでは少数の例外を除けば、競争という観点から規制産業を分析することはほとんどなされず、I. O. と public utility economics は分業体制にあつたと言ってよい。

しかし政府規制の対象となった産業では、1930年代と異なる根本的な変化が、需要構造と技術の側面において、次第に顕著となってきた。これを需要の側面についてみれば、明らかに所得水準の上昇が根本的な変化をもたらした。かつては生活必需品というカテゴリーで画一的にとらえられたサービスの多くは、むしろ消費者のオプションによって非画一的に需要されるという性格を持つことになった。運輸サービスや電話サービスなどについてこのような傾向は特に顕著である。そしてこのような変化は共通のネットワークを利用して複数のサービスが供給されるという状況を分析の

注(9) こうした規制の成立課程については次が古典的な著作である。Alfred E. Kahn, *The Economics of Regulation: Principles and Institutions* (John Wiley, 1971).

(10) G. C. Archibald, "Chamberlin versus Chicago" *Review of Economic Studies*, October, 1961

中に取り入れる必要性を著しく高めた。他方では、技術革新が代替的な供給の可能性を現実のものとした。運輸では数多くの輸送モードが利用可能となり、通信ではケーブルに対抗しうるマイクロ波、衛星、CATVなどがその例である。こうした産業の基礎構造の変化は、当然伝統的な規制の基本的ルールを揺るがすことになる。消費者の利益という観点から規制をとらえる以上、かつての画一的需要と技術の固定性を前提とするシステムはそのまま維持できるとは考えられないからである。

W. J. Baumol, E. E. Baily, I. C. Panzar, R. D. Willig (以下ではグループとして呼ぶときには Baumol et. al とする) などの人びとによって提案されたコンテストابل・マーケットの理論⁽¹¹⁾は以上のような規制産業の質的变化、特に航空サービスと電気通信サービスを念頭に置きながら、発展させられたものであることに注目しておく必要がある。それは当初 I. O. 全体に対する新しい視点というよりも、自然独占のもとでの競争の可能性を問い直すというものであった。つまり Baumol et. al が標榜している“industry structure”の問題ではなく、規制されたサービスの“pricing”にサンク・コストという視点から新しい貢献を目指していたと解釈できる。そしてここでのモデルは、サービスという貯蓄不可能な商品を対象とするところから、I. O. の伝統とは異なり価格を政策変数とするベルトラン型の価格競争が中心をなしている。かつて public utility economics では、価格を通じての破滅的競争あるいは“cutthroat competition”が神話として強固であり、それは規制政策として価格を固定化させる論拠に現在でもなっている⁽¹²⁾。しかし Baumol et. al のコンテストابل・マーケットでは参入企業は損失が発生するとすれば即座に退出できるという条件があるため、破滅的競争は元来起こりえない。そして“hit and run”型の潜在的潜入の脅威に備えて、incumbent が参入阻止を行なうとすると、その価格体系はラムゼー価格に一致するとされる。これは収穫逓増型の産業で、収支均衡を条件としたセカンド・ベストの解が、企業の自主的なインセンティブで実現されることを意味している。もしサンク・コストがゼロという条件が成立すれば、規制という制度を前提としないでも、社会的に望ましい結果は自動的に達成される。

このようにして一見 pathbreaking と思われるコンテストアビリティ理論に対しては、理論上および政策適用上多くの論議が巻き起こされた。

4 批判：理論的側面

Baumol et. al の数多くの論文には理論的な側面から多くの批判がなされているが、ここでその主要なものを簡略に紹介しておこう。理論的価値だけを問うことは本稿の目的外であるし、既にな

注 (11) W. J. Baumol, J. C. Panzar and R. D. Willig 前掲書。

(12) この点を明示的にするものとして、W. J. Baumol, E. E. Baily and R. D. Willig, “Weak Invisible Hand Theorems on the Sustainability of Prices in a Multiproduct Monopoly,” *American Economic Review*, June 1977.

(13) 破滅的競争が果たして必然的か否かについては次を参照。南部鶴彦「破滅的競争の理論」(『産業組織と公共政策の理論』第12章(日本経済新聞社, 1982))。

された批判につけ加えることはないように思われるからである。

- (1) コンテストابل・マーケットの均衡いわゆる sustainable な市場状態については、これが incumbent と entrant とのどのようなゲームの結果として導かれるのかが明瞭でない。均衡に至る過程では entrant の価格の under-cutting が中心的な役割を果たし、incumbent はこれをコントロールしようとしてもサンク・コストがないために不可能となる。つまりあらかじめ incumbent は戦略的に参入阻止ができないことを仮定しているのでは、均衡はトートロジーに近い。実際 Dixit はコンテストابل・マーケットの条件として次の4つをあげている。⁽¹⁴⁾

- (i) 技術は完全に同一。
- (ii) 収穫逡増ではあるがサンク・コストは存在しない。
- (iii) incumbent は価格を即座に変えられない。
- (iv) 消費者は即座に価格差に反応する。

実際この点については、もし incumbent と entrant とが完全に対等という複占ゲームでは、生き残る企業が将来の利潤を限りなく現在と等しく評価する場合にのみ、コンテストビリティが保障されるというマスキナーティロールの結果を、W. Brock が紹介している。⁽¹⁵⁾

- (2) Baumol et. al は、コンテストابل・マーケットではラムゼー価格がえられると主張するが、これは incumbent が entrant に対してつねにラグをもって価格を変えるという条件に依存している。つまりこのゲームでは誰が first mover かということがラムゼー価格という社会的最適性を実現するのにクルーシアルである。また Dasgupta and Stiglitz は incumbent が entrant に対して、ほんの僅かにせよ戦略的優位性を持っているときには、incumbent が戦略的に参入を阻止しうることを示した。⁽¹⁶⁾ このようなことから、人為的に entrant 「first mover」という地位を与えられないと、セカンド・ベストの実現が難しいという内在的な脆弱性をこの理論は持つことになる。これは伝統的な完全競争モデルの持つ“robustness”と根本的に異なっている。つまり Brock によれば、「あるゲームは均衡として完全なコンテストビリティを保障するが、他のゲームではこれが保障されない。われわれはコストゼロの可逆的参入自体によっては自動的に社会的最適の理想郷にたどりつかないように見える」とされている。⁽¹⁷⁾

- (3) M. Spence はその書評において、Baumol et. al がゲーム的な分析を考慮しなかったことは必ずしも致命的な問題ではなく、ある理論にすべての関連した現実性を要求するのはフェアでもリーズナブルでもないとしている。むしろ彼は、収穫逡増や範囲の経済などが特徴的な産業において、コンテストビリティの概念は完全競争のパラダイムよりもより有効な厚生経済学上の

注 (14) A. K. Dixit, “Recent Development in Oligopoly Theory” *American Economic Review*, Papers and Proceedings, May 1982.

(15) W. A. Brock, “Contestable Markets and the Theory of Industry Structure: A Review Article” *Journal of Political Economy*, December 1983.

(16) P. Dasgupta and J. E. Stiglitz, “Sunk Costs, Competition and Welfare,” mimeo, 1985.

(17) Brock 前掲論文 p. 1062.

判定基準を与えていると判断している。⁽¹⁸⁾

さて以上で要約された理論上の問題点を前提としつつ、われわれはコンテストビリティ理論をどのようにして政策に適用できるかを次に分析しよう。

5 政策的インプリケーション

クラークの有効競争のモデルは、長期平均費用がL字型でしかもそのテイルが長いという技術を前提としたものであることは前述した通りである。これに対して Baumol et. al は長期平均費用が絶えず逡減する自然独占のもとでも、価格を通じる incumbent と entrant の競争はセカンド・ベストを実現しようとした。このようなセカンド・ベストを実現する均衡については前節で述べたような留保条件が必要である。しかしもしこのような留保条件を政策的に満たすことが実現可能でかつ社会的にリーズナブルなものとしたら、われわれはこの可能性をあくまで追求すべきである。それは次のような理由による。セカンド・ベストをもたらすラムゼー価格というのは、社会的余剰を収支均衡の制約のもとに最大化するという作業を、完全情報を持つ規制当局に仮託して行なわせるというアイデアである。しかし現実には規制側の完全情報という前提はありえない。なぜなら、実際の供給主体ではない規制者が自ら情報を集めることは困難だし、実際に事業を行なっている企業にこのような情報を提供するインセンティブがないというのが第一の理由である。そして第二には当然のことながら、限界費用や価格弾力性などを正確に測定することがどこまでできるかという不確定性の問題があるからである。したがってもし、企業の利潤追求のインセンティブを通じてセカンド・ベストがある条件のもとで自動的に達成されるというなら、その条件は徹底的に追求してみる価値がある。

さてそのような条件とは第一に、サンク・コストゼロという状況が果たしてどこまで現実的かという点、第二には entrant に first mover advantage を与えるということが政策的に妥当かという点、言い換えれば incumbent はつねに参入に対してあるラグを持ってレスポンスするという状況はフィジブルなのかという点である。

まずサンク・コストについて考えてみよう。ここで強調されねばならないのは、サンク・コストというのはダイナミックな概念であるということである。この点では Baumol et. al が自らコンテストビリティ理論を「本質的にスタティック」なモデルとしていることは矛盾している。⁽¹⁹⁾ 勿論彼らが均衡に至るプロセスを分析せず瞬間的に均衡が達成されるという比較静学的アプローチをとっ

注 (18) M. Spence, "Contestable Market and the Theory of Industry Structure: A Review Article" *Journal of Economic Literature*, September 1983.

(19) W. Baumol, J. C. Panzar and R. D. Willig, "Contestable Markets: An Uprising in the Theory of Industry Structure: Reply," *American Economic Review*, June 1983.

ている点では確かに静学的には違いない。しかし設定されている状況は、潜在的参入に対する戦略を必要とする *incumbent* と、これから参入しようとする *entrant* との競争なのだから、これはダイナミックな状況としか言いようがない。これは実はクラークの設定した状況と同じなのである。

このような状況のもとでのサンク・コストとは決して中古市場があって投下した資本が回収できるというような条件に限定されるものではない。サンクネスはむしろ将来への予想あるいはケインズの言う *state of confidence* に依存している。つまり将来の市場の動向、たとえば需要の成長率や技術進歩という要因あるいは、単に投下した資本を売却するというのではなく、企業自体を売却するM&Aの可能性などまでが考慮に入ってくる。そして *incumbent* はこのような *entrant* が直面する状況を考慮に入れた上で、果たして参入はサンクネスが高いのか否かを判断しなければならない。つまりサンクネスは最終的に *incumbent* の主観的判断である。それだけでなく、ダイナミックな状況では短期的な資本財の再販売不可能性が、果たして真のサンクネスをなすか否かが問題である。もし参入企業側でいわゆる“*deep pocket*”の条件が整っているなら、短期的損失自体が定義し直される必要がある。以上のことから、将来の市場が極めて魅力的な場合には、サンク・コストは *incumbent* の側からすると極めて小さなものと見なされる可能性がある。そしてこのときは、短期的な資本財の再販売可能性は問題とならないのである。

次に、*entrant* に対して *first mover advantage* を与える、ないしは、*incumbent* がタイム・ラグを持ってしかレスポンスできないという条件について考えてみよう。実はこれは規制の存在自体と双対的な性格を持つ問題である。というのは、*entrant* を優遇するというのは何らかの規制を前提とするが、実は規制を前提としないとコンテストブル・マーケットでは *incumbent* 自体が存在しえないからである。定義によってコンテストブルな状況では収穫逡増を実現して市場を独占しようとする *incumbent* は正常利潤しか実現できない。しかしもしこの産業が巨大な設備を必要とする自然独占だとすればそれが成立するまでの期間には、正常利潤以上のプレミアムが保障されていなければならない。これはコンテストブル・マーケットに任せることのできない部分である。そこで一つの方法は、規制が一定期間参入を禁止して、ある企業に *incumbent* の地位を与えることが必要となる。このことは結局、特定の企業に対してレントを保障するということに外ならない。伝統的な規制はこれを論拠としている。ところが、もしコンテストビリティがあれば、一旦成立した独占に対し、価格を *undercut* する企業により規制の大部分が不要となる。そのためには先の *entrant* に対して *first mover advantage* を与えるという手段が活用できる。しかもこのような差別的政策は社会的に見てリーズナブルなものと考えられよう。なぜなら、*incumbent* はまさに先発の特権を与えられてレントを保障されたのであるから、次に反射的に *entrant* が価格競争で *first mover* となる権利を持つことも自然と見なされるからである。換言すれば、規制はいわゆる非対称的規制を行なうためには最小限必要となることを意味する。ただしここでは、規制当局が情報を集めたり、事業者の行動に介入したりする必要は全くないのである。こうして政策的観点からコンテストビリティ理論を眺めると、Baumol et. al が主張したようなトータル・ディレギュレー

ションという政策は非現実的なように思われる。むしろコンテストビリティ理論によって、ある産業分野では伝統的な規制の大部分をカット・オフして、もっともエセンシアルなものだけを残すという方向が示唆される。さらに現実的ないくつかの点をここで補足しておこう。incumbent が entrant に即座にレスポンスをとって価格を引き下げ、再びその後引き上げるという戦略は、現実には難しいことが指摘されている。それは規制産業のサービスが“reputation goods”であるときには、価格変更自体が戦略的にマイナスとなる可能性があるからである。このため entrant は一定期間の利益を得ることが可能となる。また価格変更についてある契約を結ぶことで価格変動を緩和することも考えられる。⁽²⁰⁾ さらに現実的に重要なのは、需要にピークとオフ・ピークがあって、incumbent はピークのために設備を持たねばならないというときである。この場合には、ピーク時に参入をある程度認めることによって、自らの設備負担を減らすことができ、しかもそれが参入による損失よりも大きければ、参入を即座に撃退することは有利ではない。さらに entrant としても、自らの資本財はピーク時において何回でも再利用できるから、これはサンク・コストにならないのである。このような現実的諸条件を加えると、incumbent の価格にタイム・ラグのあることは十分の蓋然性を持つものと言えよう。

6 結 語

コンテストビリティ理論と呼ばれるものは、かつてのクラークの有効競争論を収穫逦増産業でリバイヴさせたものと評価できる。クラークにあっては、競争のダイナミック・プロセスに着目することによって収穫一定の範囲で完全競争と同じような成果が得られることが主張された。Baumol et. al は収穫逦増という条件を一方で課しながら他方でクラークの言う生産要素の two-way mobility を導入することによって、セカンド・ベストが自動的に達成されることを標榜したのである。いずれの立場も、その発想の原点に市場の諸力を信頼すれば政策的介入は不要であるという考え方がある。しかしクラークの場合にはペインやその他の I. O. 研究者により参入障壁という観点からそのオプティミズムが全体的に支持されたとは言えない。同様に Baumol et. al についても、ミニマムの規制は必要というのがコンテストビリティ理論の帰結になるのではないかと思われる。Baumol et. al が彼らのパラダイムをもって、伝統的な I. O. をリプレースしようと論じたのは、明らかにオーバー・ランであったと言うべきであろう。シェパードが強く批判しているように、競争政策という視点からは潜在的競争(シェパードは external condition と呼ぶ)よりも現実の競争(internal condition と呼ばれている)の方が、はるかに信頼できるメルクマールと言えるからである。むしろ I. O. にとっては、複数生産物という概念が極めて不十分にしかとり入れられていない状況で、コンテストビリティ概念から学ぶべきものが多い。しかしながらシェパードが、学説史的紹介で I. O. 研究者はつねに internal condition を external condition より重視してきたとしているのも明らかにオーバーランである。⁽²¹⁾ 既にわれわれは J. M. クラークが有効競争論を展開して大きな

インパクトを与えたのを見たし、シカゴ・スクール特に Harold Demsetz は 1960年代から external condition を重視して、政策にも大きな影響を与えているからである⁽²²⁾。競争政策や規制政策の分野ではたしかにイデオロギー的対立が少なくない。しかし新しい理論の政策的貢献の可能性を検討するには、こうした要素をミニマムにせねばならない。

[引用文献]

- [1] Archibald, G. C., "Chamberlin versus Chicago," *Review of Economic Studies*, October 1961.
- [2] Baumol, W. J., Baily E. E. and Willig R. D., "Weak Invisible Hand Theorems on the Sustainability of Prices in a Multiproduct Monopoly," *American Economic Review*, June 1977.
- [3] Baumol, W. J., Panzar C. J. and Willig, R. D., *Contestable Markets and the Theory of Industry Structure*, San Diego, Harcourt Brace Janovich 1982.
- [4] ———, "Contestable Market: An Uprising in the Theory of Industry Structure: Reply," *American Economic Review*, June 1983.
- [5] Brock, W. A., "Contestable Markets and the Theory of Industry Structure: A Review Article," *Journal of Political Economy*, December 1983.
- [6] Clark, J. M., "Toward a concept of workable competition," *American Economic Review*, June 1940.
- [7] ———, *Competition As a Dynamic Process*, Washington D. C., Brookings Institution 1961.
- [8] Dasgupta, P. and Stiglitz, J. E., "Sunk Costs, Competition and Welfare," mimeo, 1985.
- [9] Demsetz, H., *Efficiency, Competition and Policy*, volume II, Oxford, Basil Blackwell, 1989.
- [10] Dixit, A. K., "Recent Developments in Oligopoly Theory," *American Economic Review*, Papers and Proceedings, May 1982.
- [11] Kahn, A. E., *The Economics of Regulation: Principles and Institutions*, New York, John Wiley 1971.
- [12] Schmalensee, R and Willig, R. D., *Handbook of Industrial Organization*, volume I and II North Holland, 1989.
- [13] Schwartz, M., "The Nature and Scope of Contestability Theory," *Oxford Economic Papers*, No. 38, 1986.
- [14] Shepard, W., "Contestability vs Competition," *American Economic Review*, September, 1984.
- [15] Spence, M., "Contestable Markets and the Theory of Industry Structure: A Review Article," *Journal of Economic Literature*, September 1983.
- [16] 小西唯雄, 『産業組織政策原理』(東洋経済新報社, 1977年)。
- [17] 高崎仁良「Contestability Theory と産業構造——概要と展望」国民経済研究協会『国民経済』No. 153 (1988年3月)。
- [18] 南部鶴彦, 『産業組織と公共政策の理論』(日本経済新聞社, 1982年)。

(学習院大学教授)

注 (20) この点についての批判は Marius Schwartz, 前掲論文を参照。

(21) W. G. Shepherd 前掲論文 pp. 574-575.

(22) H. Demsetz, *Efficiency, Competition and Policy* vol II. Basil Blackwell 1989 part II pp. 75-90. 彼のタームでは "competition for the field" がコンテストアビリティに対応する。